杉並区告示第５５７号

地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２及び杉並区特別区税条例（昭和３９年杉並区条例第４１号）第６条の規定に基づき、下記のとおり公示送達します。

なお、送達すべき書類は杉並区区民生活部納税課に保管しているため、納税義務者からの請求があれば、いつでも交付します。

令和　８年　１１月　９日

杉並区長　岸　本　　聡　子

１　送達すべき書類

地方税法第３３１条に基づく書類

２　送達を受けるべき者

秋永　晃宏

以上